

2023年9月1日

お客さま 各位

株式会社 山口銀行

決済用普通預金（信託口座）規程特約改訂のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

この度弊行では、民事信託（家族信託）サポートサービスにてご利用いただいております決済用普通預金（信託口座）の規程特約を、下記のとおり改訂いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

2023年9月1日

2. 改訂内容

店舗窓口における決済用普通預金（信託口座）の現金払戻は、口座開設店のみで取扱可能としておりましたが、この度の改訂により、弊行全店舗にて取扱が可能となります。

キャッシュカードによる払戻しについては、引き続き弊行キャッシュカードが取扱い可能な全てのATMでご利用できます。

以上

本件に関するお問合せ先

山口銀行 営業統括部

TEL 0120-153-411

決済用普通預金（信託口座）規程特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当行とこの特約を締結する個人（以下「預金者」という。）の民事信託契約に基づく信託財産を管理することを目的とする特約であり、預金者が民事信託契約書を当行に提出し、当行が当該契約書を確認したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
 - ① 預金者が民事信託契約に基づく受託者であること（順序変更）
 - ② 預金者が民事信託契約書の原本の写しを当行に提出すること
- (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この預金口座は、開設日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。

2. 特約と預金規定との優劣

この特約で定められた事項と普通預金等共通規定、普通預金規定、及び普通預金（決済用普通預金）規定（以下各種預金規定といいます。）で定められた事項で内容が異なる場合には、この特約が優先するものとし、それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で各種預金規定を適用するものとします。

3. 書類の追加提示、提出等

当行は口座管理に関する手続きに際し、預金規定の手続きに加え、この特約にもとづく各種手続きにおいて、民事信託契約の内容などを確認するために、各種書類の提示、提出等を求めることがあります。

この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで、信託口座に関する手続きをしないことができるものとします。

4. 預金の払戻しにおける本人確認

普通預金等共通規定第4条における本人確認について、民事信託契約に基づく受託者について確認を行うものとします。

5. 申告内容に異動があった場合の申告書の提出

預金者は、氏名、住所等の申告内容に異動がある場合、直ちに当行所定の書類を提出するものとします。

6. 禁止行為

預金者は、次の各号の行為を行うことはできません。

- ① 預金の譲渡に係る契約を締結すること
- ② 預金を担保に供すること

7. 終了事由

預金口座を解約した場合、本特約の適用は終了いたします。

8. 終了時の定め

当行では、預金口座を解約した場合でも、すでに提出を受けた民事信託契約書の原本の写しやその他書類等の返却は行いません。

9. 民事信託契約変更・終了時の定め

預金口座が基づく民事信託契約の内容に変更があった場合、また、民事信託契約が終了した場合は、預金者は直ちに当行に申し出るものとします。

10. 免責条項

- (1) 次の各号の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 特約に係る預金口座が基づく民事信託契約が無効または取消となったこと
- ② 受託者に対して払い戻した資金が、民事信託契約の目的以外のために使用されたこと
- ③ 民事信託契約が後に無効となった場合、その無効が裁判等で確定するまでの間に当行に届け出られている受託者に対して預金を払い戻したこと
- ④ 受託者の変更・民事信託契約の終了があった場合、その事実が当行に届け出られる前に当行に届け出られている受託者に対して預金を払い戻したこと
- ⑤ この特約に規定する各種書類の提出が遅延したこと
- ⑥ その他預金者が提出すべき書類等に虚偽や誤り、不適切な点等があること、または当該書類等の提出が遅延したこと
- ⑦ 普通預金規定の解約事由その他預金者の帰責事由により、この特約に係る預金口座が解約されたこと
- ⑧ 不可抗力等により損害が発生したこと
- ⑨ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由による損害が発生したこと
- ⑩ 預金者がこの特約に違反したこと
- ⑪ 適用法令その他の法令に変更があったこと

1 1. 調査協力

国税庁等による調査が行われた場合、当行は、預金者の承諾なく、質問や検査に回答したり、物件提出したりするなどの協力を行います。

1 2. 特約の変更

当行が、この特約を改定する場合は、当行本支店において改定内容を記載したポスター等の掲示、インターネットホームページへの掲示により告知することとし、改定後の特約については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

1 3. 準拠法、裁判管轄

この特約の契約準拠法は日本法とします。この特約に関する利用者と当行の訴訟については、山口地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

山 口 銀 行